

ひたちなか市議会文教福祉委員会

令和5年12月18日午前10時9分開議

議事堂第2委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第126号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

2 請願・陳情

請願第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求めることについて

---

○出席委員 8名

文教福祉委員会	清水 健 司	委員長
	萩原 健	副委員長
	大久保 清 美	委員
	宇田 貴 子	委員
	大内 健 寿	委員
	山田 恵 子	委員
	北原 祐 二	委員
	海野 富 男	委員

---

○欠席委員 0名

---

○委員外議員 0名

---

○説明のため出席した者

保健福祉部	大和田 征 宏	保健福祉部長
	西野 貴 弘	保健福祉部参事兼国保年金課長
	千葉 美恵子	国保年金課副参事
	檜山 大 輔	国保年金課長補佐兼国保係長
	根本 恵 子	国保年金課国保係長
	高村 駿太朗	国保年金課国保係主事
子ども部	鈴木 秀 文	子ども部長
	永井 晶 子	子ども政策課長

	佐藤洋介	子ども政策課長補佐兼係長
	友部修平	子ども未来課長
	高崎知美	子ども未来課技佐兼係長
	谷村和美	子ども未来課家庭児童相談室係長
	一木宙	幼児保育課長
	金子敬志	幼児保育課長補佐兼係長
	宮内和子	幼児保育課長補佐兼東石川保育所長
教育委員会事務局	岩崎龍士	教育部長
	高橋重樹	教育委員会事務局参事
	橘和典	学校管理課長

---

○事務局職員出席者

議会事務局	根本光恵	次長
	折本光	主任

# 文 教 福 祉 委 員 会

令和5年12月18日（月）

\*開会に先立ち、各部長から課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時9分 開会

○清水（健）委員長 それでは、これより文教福祉委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案1件、陳情1件、以上2件です。

審査の進め方につきましては、初めに議案を審査し、次に陳情を審査したいと思います。

また、執行部から所管事項の説明の申し出がありますので、陳情審査終了後、説明を受けたいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に議案第126号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。大和田保健福祉部長。

○大和田保健福祉部長 皆様、おはようございます。

それでは、議案第126号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明のほうをさせていただきます。

本条例を改正する条例制定につきましては、地方税条例等の改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の国保税の免除措置制度を新たに規定しようとするものであります。

内容につきましては、議案の2ページ、第19条の第3項をご覧ください。

軽減対象者は国保被保険者である出産する方、した方が対象であり、軽減の内容は……

○清水（健）委員長 着座をお願いします。

○大和田保健福祉部長 失礼いたしました。ありがとうございます。では、着座にて失礼いたします。

軽減対象者は国保被保険者で出産する方、した方が対象であり、軽減の内容は、軽減対象者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額を全額免除するものであります。

産前産後期間とは、第1号にありますとおり、単体妊娠の場合は出産予定月の前の月から出産予定月の翌々月の計4か月分、多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月の計6か月分となります。

なお、この免除措置は、4ページにありますとおり、令和6年1月1日施行となるため、令和6年1月以降に免除される期間がある場合に免除対象となるものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○清水（健）委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 この減免の対象になる方について、国保税の滞納のある方も対象になるのでしょうか。

○清水（健）委員長 西野保健福祉部参事兼国保年金課長。

○西野保健福祉部参事兼国保年金課長 こちらの産前産後……

○清水（健）委員長 着座で結構です。

○西野保健福祉部参事兼国保年金課長 では、着座にて失礼します。

こちらの産前産後期間の税の免除であります。滞納がある世帯の方でも税の免除は適用されることとなっております。

ただし、税は納めていただくことが基本、大前提でありますので、収税課のほうとも連携を図りながら、納税相談へのご案内というものはさせていただこうというふうに思っております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 分かりました。

では、もう1点ですけれども、この免除の制度は届出が必要だということで、届出がされない方に対する対応についてはどのようなことになるのでしょうか。

○清水（健）委員長 西野保健福祉部参事兼国保年金課長。

○西野保健福祉部参事兼国保年金課長 届出に関してであります。国はそもそも、この該当者個人による届出、いわゆる申請主義的なものを示してまいりましたけれども、それでは幾ら市報等で周知を図っても、せいぜい3割程度になってしまうのかなというふうに思っております。

したがって、本市では、母子手帳の交付、これは新しくできた子ども未来課のほうで行っておりますけれども、この交付を受けている方で、かつ出産予定日の6か月前になられた方、到達された方に対して、勧奨通知を郵送することといたしました。勧奨通知の中には、その届出書と返信用の封筒が入っております。

そして、出産後におきましてもまだ届出がされないという方がおりましたら、これはもう一度勧奨通知を郵送して、それでもまだ届出がされない場合には、出産した事実というものを、例えば住基システムとか、あとは、子ども未来課からの情報等で確認できた場合につきましては、職権にて免除の措置を取らせていただこうというふうに思っております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 そうしますと、最後の確認なんですけれども、出産した方、あるいは妊娠の届出があった方については漏れなく、この免除の制度が受けられるということによろしいでしょうか。

○清水（健）委員長 西野保健福祉部参事兼国保年金課長。

○西野保健福祉部参事兼国保年金課長 本市で妊娠された方というのは、母子手帳というのは居住する場所での交付を推奨しているということですので、本市で受ける方がほとんどであります。100%近いですので、ほぼ全員に勧奨通知を出せるのではないかとこのように思っております。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

以上で議案の審査を終了いたします。

次に、陳情の審査を行います。

今回新たに付託されました陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求めることについてを議題とします。

陳情書につきましては、お手元に配付の写しのとおりです。

事務局職員に朗読させます。折本主任。

(事務局朗読)

○清水(健)委員長 それでは、何かご意見等ございましたら発言を願います。北原委員。

○北原委員 今回の陳情の件につきまして聞きたいことがあるんですけども、この陳情の趣旨の中でも、いじめ、不登校の件についての記載があって、解決すべき課題として記載がありますけれども、今の学校現場における本市のいじめ、不登校の状況というのをちょっと教えていただきたいと思います。

○清水(健)委員長 高橋教育委員会事務局参事。

○高橋教育委員会事務局参事 現在、いじめ、不登校について、本市でも重要な課題として認識をしております。実際にいじめ、重大事態までには至らないまでも、保護者、それから学校現場などと解決に取り組んでいる数は、多数ございます。

不登校についても、現在、小学生をはじめ中学生も増加傾向にございまして、対処に取り組んでいるところでございます。

○清水(健)委員長 北原委員。

○北原委員 ありがとうございます。まだまだやっぱり減少には行っていないという状況であるということが分かりました。

もう一つあるんですけども、現在、給特法の一部改正、こういうのも行って、本市としても教職員に対しての様々な対応というのは行っていると思いますけれども、これも同じように、長時間労働とか加配教員の増員、これはどのような状況になっているか教えていただきたいと思います。

○清水(健)委員長 高橋教育委員会事務局参事。

○高橋教育委員会事務局参事 加配につきましては、県のほうで様々な種類の加配のほうを用意しておりまして、学級数、児童生徒数に応じて必然的につけられるもの、それから要望等に

よって、学校の課題に応じて、必要性に応じて加配として教職員をつけるものと、2種類ございます。

○清水（健）委員長 北原委員。

○北原委員 県も、市の教育行政としても様々な対応というのはしているということで、分かりました。

○清水（健）委員長 ほかにご意見等あればお願いいたします。大内健寿委員。

○大内（健）委員 今回の陳情事項の1に、中学校での35人学級を早急に実施することという項目があって、本市の中学校で、その学級編制ですね、どういう状況になっているかご答弁いただけますでしょうか。

○清水（健）委員長 橘学校管理課長。

○橘学校管理課長 これは来年度の予定になりますが、数字につきましてはちょっと、転入・転出等もございますので数字が変わる部分はあろうかと思えますけれども、来年度の中学校の状況なんですけど、弾力化と呼ばれるような仕組みでクラス数を増員している中学校が多数ございます。

○清水（健）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 実際35人学級と陳情であるんですけど、本市の中学校全体で、学級の人数ですよ、それが大体、平均といいますか、35人を上回っているような学級というのは一体どれくらいの割合であるんですか。

○清水（健）委員長 橘学校管理課長。

○橘学校管理課長 合計数等はこの場でちょっと申し上げにくいところはあるんですけど、例えば勝田第一中学校ですと、全学年で弾力化を行っておりまして、学級数を増やしているような状況でございます。

その他、第二中学校も同様ですと、第三中学校も佐野中学校も、全学年で学級数を増やしているところでございます。

申し訳ございません、ちょっとただいま手元に細かい資料がございませんで、申し訳ございません、お答えができないところでございます。

○清水（健）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 それでしたら結構です。本市の少人数学級に対する考え方というのは、どういってお考えをお持ちになっておりますでしょうか。

○清水（健）委員長 高橋教育委員会事務局参事。

○高橋教育委員会事務局参事 本市独自の少人数学級という考えよりは、国の指針、それから県の少人数学級編制の指針に基づいて対応しているところでございます。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありますか。海野委員。

○海野委員 不登校の子どもさんに対して、年々不登校の子どもさんが増えていると思うんですが、これに対して学校としてどのように改善というか指導していくのか。また、どうしても学校に来られても教室に入れない子どもさん、そういった子どもさんに、例えば特別な学級を

つくって、その中でただ自習させるだけではなくて、先生がついて学習指導もできるような体制がこれから取れるのか、どういうふうにひたちなか市は学校の不登校に対して対応していきたいと思っているのか、教えてください。

○清水（健）委員長 高橋教育委員会事務局参事。

○高橋教育委員会事務局参事 不登校につきましては、まずは居場所をいかにつくるか。それが学校の中に、何とか学校のほうにという、学校だけの居場所というよりは、それぞれの状況に応じた居場所づくりをしていこうということで、今の傾向ですけれども、教室以外の、言ってみればフリースクール的な、学校の中の別教室というか、そういった不登校の子たちが登校できるような場所を校内につくるような検討をしているところと、あとは、1つは、いろいろな学習の場、家庭も含めて、校外のフリースクール的なところとも連携を取り合って、子どもたちの居場所をつくっていこうというふうに取り組んでいるところでございます。

○清水（健）委員長 海野委員。

○海野委員 ありがとうございます。これは、小学校、中学校は義務教育なものですから、できるだけ、勉強もさることながら、人間関係をつくって、義務教育の9年間くらいは楽しい思い出を学校でつくってもらいたいと思うので、その辺を配慮してお願いします。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 この陳情趣旨の中で、解決すべき課題の中に、教員の未配置の問題も出ております。そこで、本市における教員の未配置、年度当初の状況、年度途中でも、話によりますと途中で先生がお辞めになったとかというお話や、産休・育休、産休に入りましたらその代替の先生がなかなか見つからないとかいうようなお話も伺っておりますので、本市のそういう状況についてお伺いいたします。

○清水（健）委員長 高橋教育委員会事務局参事。

○高橋教育委員会事務局参事 実際に、学校のほうに教員が配置できないという現状が本市ではございます。その中で、具体的に申しますと、担任と教務主任を兼務している小学校、それから、教頭が特別支援学級を担任している小学校など、小学校のほうは今、担任とほかの業務を兼務しているという学校がございまして、全部で6つございまして。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 そうしますと、本市においては、中学校においては、教員の未配置という状況は発生していないということでしょうか。

○清水（健）委員長 高橋教育委員会事務局参事。

○高橋教育委員会事務局参事 未配置といいますか、先ほど言った、加配が県のほうから予算づけられて、要望が通っていても、それで、該当する免許を持つ教科の講師が見つからないというような中学校はございます。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 大体、本市の状況については分かりました。

もう1点なんですが、この陳情趣旨の中に、加配教員の増員や少数職種の配置増などが不可



欠だというふうにありますけれども、本市の場合、少数職種というものは具体的にどのような職種があるのかということについて伺います。

○清水（健）委員長 高橋教育委員会事務局参事。

○高橋教育委員会事務局参事 県の加配の種類の中で、本市で要望して通っているもので言いますと、複数養護教諭、学校によっては1人だけのところに、学級数が多い、児童生徒数が多いところには2人目の養護教諭が入るといようなことがございます。

あと、教員ではございませんが、事務職についても、基本1人ずつですが、事務量の多い学校には2人目の事務職、それからもう一つ、本市で入っているものについては、複数教頭ですね、生徒指導関係の事案などが多い学校は教頭業務が多いということで、複数教頭、複数副校長ということで入っている学校がございます。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 では、そういう教頭なり、養護教諭、事務職などが、学級数、児童数に応じて複数配置、本市ではそういうふうにされているということですが、そういう職種を少数職種というふうに学校においては言っているということが理解できました。

もう1点、この陳情趣旨の中に「独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが」というふうにありますけれども、今までも県の配置がありますというふうなお話もありましたけれども、本市独自の財源による人的措置というものは、今現在、どのような状況なのか伺います。

○清水（健）委員長 高橋教育委員会事務局参事。

○高橋教育委員会事務局参事 さきの質問にもありました少人数指導という、先ほどの質問とも兼ねるんですけども、本市独自と言いますと、スマイル・スタディサポーターという少人数指導に当たる教員を採用させていただいて配置しております。

そういうような形で。ただ、本市のスマイル・スタディサポーターは、少人数指導、またはティーム・ティーチング指導ということで、担任とともに児童生徒の教育に当たるということで配置をしているところでございます。

○清水（健）委員長 よろしいですか。そのほか、大久保委員。

○大久保委員 不登校とかのグループのNPOの方とお話をしていると、最近はスクールカウンセラーが足りないんだという話をされるんですね。ぜひこれ、増員してほしいんだというふうな要望を私は聞いております。

本市の場合は、少数の方が、今日はここの学校、あしたはここの学校というふうに戻っておられると思うんですね。1つの学校から見れば週に一、二回ぐらい来るといような感じじゃないかと思うんですけども。

いじめなんかは先生も気づかないこともあるわけで、スクールカウンセラーの方とかが常駐するような形が理想だろうと思うんですけど、なかなか予算的にそこまでは難しいと思うんですけど、せめて増員をしてほしいなど。学校にスクールカウンセラーがいる頻度を増やしてほしいというふうな要望を聞いているんですけども、それはどうですか。現状と比べて増えるような可能性というのはありますか。お聞きしたいんですけども。

○清水（健）委員長 高橋教育委員会事務局参事。

○高橋教育委員会事務局参事 スクールカウンセラー配置につきましては、本市は県のスクールカウンセラー配置事業を活用させていただいております、その基準に基づいて配置しているというのが現状でございます。

○清水（健）委員長 大久保委員。

○大久保委員 それが現状では足りないんじゃないかという保護者の方のご意見もあるようですので、そこは独自に、県で足りないならば県の予算を増やしてもらうか、市独自でもう少しカバーできるものならと思うんですけど、検討していただくといいんじゃないかなというふうには思います。

以上です。

○清水（健）委員長 要望という形よろしいですか。

○大久保委員 はい、そうですね。

○清水（健）委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 なきようですので、暫時休憩をいたします。

午前10時37分 休憩

---

午前10時37分 再開

○清水（健）委員長 それでは、再開をいたします。

これより討論を行いたいと思います。討論ございますか。北原委員。

○北原委員 今回、この陳情に対しまして賛成の立場で討論をいたします。

現在、本市においてもそうですが、教育委員会及び学校現場において様々な対応とご尽力をいただいている中ではありますけれども、児童生徒のいじめ、不登校、これはまだまだ増加傾向にあると思います。

こうした課題を含めて教育環境をさらに高めるためにも、子どもたちの豊かな学びの実現ときめ細かな教育を受けさせる環境整備、これは重要だと思っています。

また、現在、給特法の一部が改正されて、教職員の働き方も変化をしています。こうした中で、本市においては、国や県から学校に依頼された業務が適正であるかどうか見極めながら、学校現場の業務負担にならないように対応しています。

しかし、1年を通して見ると、やっぱり先生方の長時間労働などの多忙な状況、これは現在も続いていると考えております。長時間労働の是正や働き方改革、加配教員の増員などをさらに進めること、これも重要だと思っています。

こうしたことから、この陳情事項の3つの内容、これは大変重要であります。国の関係機関への意見書を提出すること、これを採択するべきと考えます。よって、今回の陳情については賛成としたいと思います。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかにございますか。宇田委員。

○宇田委員 私も、本陳情は採択すべきとの立場から討論いたします。

先ほどからの質疑の中でも、本市においても教員の未配置の問題がある中で、いじめや不登校の問題は年々増加傾向にありまして、先生たちの負担も大きなものというふうに感じております。県の加配などもあります。本市においても独自の予算を使って教員の配置をしておりますが、まだまだ不十分だという状況も分かりました。

よって、本請願を採択しまして国に意見書を上げるということについて、賛成といたします。

○清水（健）委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本件は採択すべきものとするに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認め、本件は採択すべきものとするに決定しました。

ただいま採択すべきものとされました陳情第1号について、陳情書に添付されている意見書案を参考にしまして、委員会として議案の提出をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認め、この意見書案を基に委員会として議案の提出をしたいと思います。

議案の提出者は、文教福祉委員会委員長、清水健司です。

以上で陳情の審査を終了いたします。

執行部入替えのため、暫時休憩をいたします。

午前10時41分 休憩

---

午前10時44分 再開

○清水（健）委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、執行部から所管に係る事項についての説明の申し出がありましたので、所管事項説明に入ります。

ひたちなか市子ども計画について執行部より説明を願います。鈴木子ども部長。

○鈴木子ども部長 本日はお忙しい中、お時間をいただきありがとうございます。

これから、本市においては子ども計画を策定していくこととなりますけれども、策定する背景、それから現状についてお話をさせていただきます。

○清水（健）委員長 着座で結構です。

○鈴木子ども部長 すみません。それでは、着座にて失礼いたします。

初めに、子ども政策における国の動き、それから市の取組についてご説明いたします。1枚めくっていただいて、国の政策と市の取組というところをご覧くださいませでしょうか。

国の動きにつきましては、ご存じのように、本年4月にこども家庭庁が設置され、子ども政

策の基本的な理念を明記したこども基本法が策定されました。こども家庭庁は、内閣府の外局として、今まで厚生労働省や内閣府など複数の省庁にまたがっていた子ども政策を一元化し、縦割り行政の解消を図ることを狙いとして設置されました。

こども家庭庁においては、既存の少子化対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策大綱、これらを整理・統合し、子ども施策を盛り込んだ、こども大綱を近々閣議決定することとしております。

さらに、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況を踏まえて、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充を図るため、改正児童福祉法が成立し、令和6年4月に施行されることとなっております。

以上の国の動きを受けました本市の取組といたしましては、まず、本年4月に新たに、子どもや子育てに関する支援体制の強化及び機動的な政策推進体制の整備のために、子ども部を設置いたしました。

次のページをご覧くださいませでしょうか。組織改編というところでございます。

続きまして、組織改編の主な内容でございます。

昨年度まで福祉部に属しておりました子ども政策課、それから幼児保育課を、福祉部から分離いたしました。子ども政策課は、地域子ども・子育て支援事業を推進しながら、子どもに係る政策全体の総合調整を担当しております。

また、新たに設置した子ども未来課におきましては、家庭児童相談室が持つ子ども家庭総合支援拠点の機能と母子保健部門が持つ子育て世代包括支援センターの機能を統合し、子ども家庭センターとして、保健と福祉の両面から切れ目のない支援を行っております。

さらに、みんなのみらい支援室や社会福祉協議会で支援している、かなりや教室など、発達に課題のある児童等への支援施策の一元化を検討するなど、さらなる機能の充実を図っております。

そのほかといたしまして、子育てに関する課題に総合的に対応する体制を整え、保育・教育の一体的な提供体制を確立させるため、幼稚園に係る施策を教育委員会から幼児保育課に移管いたしました。今後、幼保一体的な預かり施策を推進するとともに、公立施設におきまして施設や職員の活用を進めてまいります。

次のページからは担当課からの説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○清水（健）委員長 永井子ども政策課長。

○永井子ども政策課長 それでは、次のページ、市子ども計画の策定からご説明させていただきます。

○清水（健）委員長 課長、着座で。

○永井子ども政策課長 着座で失礼いたします。

現在、令和2年度から6年度までの第2期子ども・子育て支援事業計画の期間でございますが、令和6年度には満了いたしますので、新たに令和7年度から11年度を計画期間とする子ども計画を令和6年度中に策定する予定となっております。

子ども計画には、地域子ども支援・子育て支援事業や保育需要の将来予測と整備に関する計画である子ども・子育て支援計画をはじめ、地域資源の開発・育成に関する計画となる次世代育成支援対策行動計画、学童クラブの将来需要予測と整備計画となる放課後子どもプランを計画してまいります。

次のページをご覧ください。

先ほど申しあげました計画に、本市では子ども・若者の健やかな育成や自立への支援、困難を抱える子ども・若者やその家族に関する支援などを盛り込んだ子ども・若者育成支援計画、さらに、本市の現状を分析し、貧困の連鎖を断ち切る支援体制の整備に関する計画となる子どもの貧困対策計画を盛り込んでまいります。

策定に当たりましては、市民への意向調査を実施するとともに、子ども・子育て審議会に諮りながら作成してまいります。

○清水（健）委員長 友部子ども未来課長。

○友部子ども未来課長 それでは、私からは……

○清水（健）委員長 同じく着座で結構です。

○友部子ども未来課長 着座で失礼いたします。取組3，こども家庭センターの設置についてご説明をさせていただきます。

令和6年4月施行の改正児童福祉法において位置づけられ、困難を抱える子どもとその家庭への支援の中核を担うこども家庭センターにつきましては、母子保健の観点から支援を行う子育て世代包括支援センターと、児童福祉の観点から支援を行う子ども家庭総合支援拠点の機能を統合するとともに、新たな機能として、その支援計画となるサポートプランの作成、地域において子育て支援を行う地域資源の開発を担うこととされております。

本市においての昨年度までのこれらの機能は、ヘルス・ケア・センターの母子保健と本庁の家庭児童相談室、2か所に分散されていたことから、情報や方針の共有が図りにくい状況が生じておりました。

そのため、法施行に先駆け、本年4月の組織改編に合わせて、こども未来課にこれらの機能を集約し、一元化を図ったところでございます。

執務室と指揮命令系統が一元化されたことにより情報や支援方針の共有がスムーズとなり、保健と福祉の双方の考え方からの意見交換が活発化するなど、一歩前に進んだ支援体制の整備が図られたものと実感をしているところでございます。

今後は、令和6年4月からのこども家庭センター本格運用に向けて、この年末に示される運用指針に基づき、専門的な知見から俯瞰した判断を行う統括支援員の配置や、サポートプラン作成スキーム等、さらにセンターに必要な新たな機能の準備を進めてまいります。

続きまして、次のページ、取組の4になります。

訪問支援の充実についてご説明を申し上げます。

市では、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査、妊産婦育児相談などの機会から、子育てに対する強い不安感を持つ家庭や養育環境が不適切である家庭等を把握し、訪問支援が必要な場合

には、養育支援訪問事業やホームスタート事業を活用した支援に取り組んでまいりました。

しかし、保護者の疾病や障害、養育能力の欠如などの複合的な問題から、望ましくない不適切な養育環境に陥っている家庭もあり、これまでの訪問支援では十分な支援が図れない、そんなケースも散見しているところでございます。

また、このような家庭は相対的に虐待のリスクも高くなりがちで、様々な困難を抱える家庭は行政への拒否感といった配慮する点も多く、信頼関係を築くことが難しい状況が生じるような場合もございます。

そのため、市ではこのような家庭に対し、継続的な見守りや相談援助を行うことを目的として、令和5年10月より子育て世帯訪問支援事業を開始いたしました。

本事業は対象者を、要保護児童、要支援世帯や、保護者の養育能力が低く、子どもの養育環境が劣悪となっている世帯に限定しており、家事支援等による直接的な養育環境の改善や改善の促し、定期的な訪問による市と支援員による見守り等により、虐待のリスクの高まりを未然に防ぐことを目的とした事業になってございます。

○清水（健）委員長 永井子ども政策課長。

○永井子ども政策課長 続きまして、取組の5、子どもの居場所づくりについてご説明いたします。

国は政策の大きな柱の一つとして、子どもの居場所づくりを掲げています。特に困難を抱える子どもやその家庭の支援として、子どもの居場所となる拠点づくりや、支援が必要な子どもの見守りや訪問といったアウトリーチ施策について重点が図られています。

居場所としての役割は、まず地域の子どもたちの集い、遊びの場であること、子どもたちが地域とつながり、社会性を育む場所であることなどが挙げられます。

現在、本市では、公設公営の那珂湊児童館に加え、地域住民やボランティア団体等による子どもが集う遊びの場を確保するための取組を丁寧支援してまいりました。

今では常設の市毛地区にある子どもふれあい館、長堀地区にある長松こども館に加え、子どもたちが地域とつながり、社会性を育むことを目的に行われる、通称「放課後のみんな」が市内6か所に開設されております。

このような中、国のこども大綱策定に当たっての議論では、こうした子どもの居場所の機能として、食料支援や学習支援など、困難を抱える子どもとその家庭を支援する役割の必要性が提起されております。このことから、本市では、居場所を増やす、確保するだけでなく、新たな政策を実施する拠点としての機能充実を図るとともに、取組を行う団体に対し、より一層支援してまいります。

○清水（健）委員長 友部子ども未来課長。

○友部子ども未来課長 次のページになります。取組6、親子関係形成支援事業、ペアレント・トレーニングについてご説明をいたします。

本市は全国規模の会社が多く、転勤等により親族や友人のサポートを受けられずに孤立しがちな家庭が多いものと認識をしております。このことから、市では保護者同士の交流の促進や、

子どもとの関わり方を学ぶことを目的に、子育てがちよっと楽になるヒントをちりばめたスマイル・ペアレンティング講座やまめっこペアレント・トレーニングを実施してきたところでございます。

その一方、子育てに課題を抱え、複合的な問題から、望ましくない不適切な養育環境に陥っている家庭があり、既存のペアレント・トレーニングでは対応が困難なことから、新たにこれらの家庭へ対応したペアレント・トレーニングを令和6年度より取り入れます。

本事業は要保護世帯、要支援世帯の保護者を対象に実施し、それぞれの家庭状況に応じたプログラムを経験することにより、養育能力の向上や子育てに対する困り感、ストレス感の低減を目指すものでございます。

なお、本事業も子育て世帯訪問支援事業と同様、虐待のリスクの高まりを未然に防ぐことを目的とした事業となっております。

○清水（健）委員長 鈴木子ども部長。

○鈴木子ども部長 説明は以上となります。これらの取組は全て、これから策定するひたちなか市子ども計画に位置づけられることとなっております。

本市といたしましては、全ての子どもが取り残されることなく健やかに成長ができるよう、切れ目のない支援をこれからも続けてまいります。

ありがとうございました。

○清水（健）委員長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。質疑ございますか。宇田委員。

○宇田委員 ちょっと制度の改変になかなか私もついていけない部分があるんですけども、1つ、取組2、子ども計画の策定という、ちょっとページが書いていないんですけども、取組2の、市子ども計画の策定の右のほうの、子ども・若者育成支援計画とありますけれども、この場合の若者というのは何歳までを対象としているのでしょうか。

○清水（健）委員長 佐藤子ども政策課長補佐兼係長。

○佐藤子ども政策課長補佐兼係長 国のこども基本法の制定の中で、子どもの「子」という字が平仮名に、今回なっております。国の考えとしましては、子どもというのは18歳までという児童福祉法の従来の概念を超えて、一定の社会的自立をするまでの間を子どもと考えていくというふうに申しております。

ですので、市の若者のほうも同様に、家庭から最初、自立するところまでが子どもというふうに考えて、支援してまいりたいというふうに考えております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 そうしますと、児童福祉法が改正されて、いろいろな施策が行われてくるということですけども、その児童福祉法の改正自体が、18歳までに限定しないで、それ以上の子どもといたしますか、を対象にする改正の中身になるということでしょうか。

○清水（健）委員長 佐藤子ども政策課長補佐兼係長。

○佐藤子ども政策課長補佐兼係長 児童福祉法の法律上の子どもの概念というのは、依然とし

てそこは、18歳というところは法律上は変わらないものと考えております。

ただし、今回、その上位法になります、こども基本法のほうが、子どもの「子」が取れまして、一定の、自立をするまでというふうに申しております。

今回、改正児童福祉法の中で、ペアレント・トレーニングであったり、あとは訪問支援であったり、そういった取組が新たに明記されておりますが、そちらのほうは児童福祉法の改正ですので、基本的には18歳までなのかなというふうに考えております。

ただし、社会的自立を促したりとか自立できるように支援をしたりといった、そういった取組については、18歳を超えても、場合によっては支援していく必要があるのかなというふうに考えております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 現在、18歳を超える若者の相談支援というのは青少年課のほうで行っているというふうな私は認識なんですけども、今後はそちらとも連携していくというイメージなのか、それとも、青少年課のそういう若者支援の部分が市の子ども計画のほうに入ってくるのか、その辺りはどうなんでしょうか。

○清水（健）委員長 佐藤子ども政策課長補佐兼係長。

○佐藤子ども政策課長補佐兼係長 青少年課とは、当然、これまで以上に連携していかなければならないと考えております。

市長部局と教育委員会とのすみ分けとしましては、市長部局のほうは、先ほど申し上げましたように困難を抱える家庭への支援というものをメインに掲げておりますので、特に困難を抱えている部分については市長部局のほうで重点的に支援をしていくことになるのかなというふうに考えております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 分かりました。

それで、最後のページの新たな取組の令和6年度実施予定のところ、その対象が要保護世帯、要支援世帯ということになっていますが、この場合の要保護世帯、要支援世帯というのは、具体的にはどういうくくりでなっている世帯のことでしょうか。

○清水（健）委員長 友部子ども未来課長。

○友部子ども未来課長 お答えいたします。

要保護世帯、要支援世帯ということでございますが、基本的にこちら、対象のほうは、ケースとして、課題を抱えている世帯で、私どもで関わりを持っている世帯を対象にしたペアレント・トレーニングを今後実施していこうと、そういったものでございます。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 要保護と要支援というのは一くくりということでしょうか。何か違いがあるんですか。

○清水（健）委員長 友部子ども未来課長。

○友部子ども未来課長 要保護世帯ということでございますが、要保護世帯というのは、虐待



なんかで保護が必要であると、そういったような世帯のことを指しております。

要支援世帯というのは、そこのちょっと一步下がったところといますか、そこに近いような、そういったことが起こり得るようなところを支援していこうと、そういった世帯でございます。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。海野委員。

○海野委員 資料の取組の1なんですけど、これから子ども部が行う政策の中で、子ども政策課の中で、一番下に「子どもの集い・遊びの場」と書いてあるんですけど、これは具体的にどういった事業を考えているのか、分かる範囲でお願いします。

○清水（健）委員長 永井子ども政策課長。

○永井子ども政策課長 こちらの事業につきましては、現在も私たちのほうで取り組んでいる事業になるんですけども、先ほども申し上げました、市毛にある子どもふれあい館ですとか、あとは長松こども館など、子どもたちが遊んだり集えたり集まれるような場所を指しております。

あとは今、高学年を対象としておりますけれども、放課後、子どもたちが気軽に集まって社会性を育むことができるような「放課後のみんな」なども、こちらのほうに分類されるようになっております。

○清水（健）委員長 海野委員。

○海野委員 昔のことを言っただけは時代遅れになるのかもしれませんが、昔は、学校の校庭で放課後、野球をやったりサッカーをやったり結構楽しく遊んでいたと思うんですけど、今現在、学校の放課後、グラウンドなんかは開放されているんでしょうか。

○清水（健）委員長 永井子ども政策課長。

○永井子ども政策課長 申し訳ございません、そちらの情報を私のほうは持っておりませんが、確かに、子どもたちが放課後、公園なり学校なりで遊ぶ姿というのは少なくなっていると思います。

ただ、先ほど申し上げました地区の市毛とか長松とかですと、1日に何人も子どもたちが来るような場所としてみんなに周知されて認知されているところなので、そういう場所が増えていけば子どもたちがまた集まれる場所が増えていくのかなというふうに認識しております。

○清水（健）委員長 海野委員。

○海野委員 分かりました。ただ、個人的なことを言っただけはあれなんですけど、長松自治会は一中コミセンから、会費を払うのが大変だということで抜けてしまったんですよ。ですから、一中コミセンが行う子ども支援の事業は、長松自治会に対しては微妙な距離を取ってやっているのが実情なんですよ。

できれば長松自治会に、一中コミセンに戻ってきて、地域の子どものためにいろいろ自治会活動をやってもらいたいと思うんですけど、説得はできますか。

○清水（健）委員長 佐藤子ども政策課長補佐兼係長。

○佐藤子ども政策課長補佐兼係長 長松自治会につきましては、こども館ができてから約7年

たちます。その間、会長であるとか、あとは副会長であるとか、そういったところと丁寧にお付き合いをさせていただいております。

本年に入りましてコミュニティのほうから脱退をされたということも聞いておりましたので、その辺の実情というものがヒアリングしながら、やっぱりみんなでまとまって地域をよくしていこうというところについては、共有をしながら進めているところでございます。

○清水（健）委員長 よろしいですか。

○海野委員 はい。お願いします。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありますか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 2ページ目なんですけど、基本的なことなんですけど、国の政策の中で、こども大綱の中に、子供の貧困対策大綱という形で明記されております。

本市の子どもの貧困に対しての認識というのは、どういう考えをお持ちになっているか。分かっている範囲で結構なんですけど。

実際、県内全域、こども食堂とか、本当に食に困るような子どもたちが出ているというのも現実的にあります。本市の場合、本当に食に困って、食べるものが給食頼りとか、そういう経緯があるのかどうか。どれくらい、把握している範囲もあると思うんですが、そういった認識は、どういう考えといいますか、お持ちになっているかご答弁いただきたいんですが。

○清水（健）委員長 友部子ども未来課長。

○友部子ども未来課長 貧困の対策といったことでございますが、来年度以降、私ども本市においても、子ども計画の策定と、その中で、子どもの貧困対策の計画についても策定のほうを行う予定でございます。

中身としましては、子どもたちが生まれ育った家庭の経済、社会の状況にかかわらず、未来に希望を持って、自立する力を伸ばすことができる機会と環境を提供するための計画を策定していく予定でございまして、対象とする課題は、貧困、そしてヤングケアラー、食料支援や学習支援などで、あとは貧困による教育の格差の解消、貧困の連鎖の防止をしていく、そういったことを目的とした計画でございます。

詳細につきましては、今後、こども大綱が示される予定で、その示された方針を計画に反映していく予定となっております。

以上です。

○清水（健）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ある程度計画をされているということなんですけど、現実、今の状況として、子どもが貧困で食に困るとかというのは、本市の中でもそれは数多くある現状なんじゃないかな。そこら辺のご答弁をお願いしたいんですが。

○清水（健）委員長 友部子ども未来課長。

○友部子ども未来課長 現在、本市においてもやはり貧困世帯というのは存在しますし、実際に、虐待も含め、ヤングケアラーも含め、そういった課題というのは、抱えている家庭が多々あるのが現実でございます。

そういった家庭に対しましては、私ども家庭児童相談室のほうで一つ一つ丁寧にケースワークの中で対応して、例えば貧困の世帯であれば、例えば正安寺なんかのフードバンク、そういったものの食料支援のほうをお届けする、そういった調整を行うなどして、対応のほうをしているところでございます。

○清水（健）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます。

現状、そういう状況だということですので、今後の取組に非常にご期待申し上げますので、ぜひそういう、食に困るとか、子どもたちが食べられないとか、そういったものがあってはならないと思いますので、ぜひ取組を推進していただいて、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ございますか。宇田委員。

○宇田委員 今回、この計画について初めて委員会で説明をいただいたわけですが、今後策定していくに当たっての、特に、市民に対する周知の仕方などを含めた策定に向けたスケジュールについて伺います。

○清水（健）委員長 永井子ども政策課長。

○永井子ども政策課長 現在、来年度に策定する予定なのでまだ詳しいところは決まっていな

いんですけれども、前回のものを参考としてお答えさせていただきます。

まず、本年度中に子ども・子育て審議会を開きまして、そちらで来年度の計画策定のスケジュールのほうを委員の方々にご説明申し上げます。

前回ですと、4月から8月ぐらいまでに計画の策定の作業をいたしまして、それをまた9月頃に子ども・子育て審議会のほうで提示して審議していただいております。

その後、審議いただいた内容を、訂正と改良を加えながら、12月頃にまた子育て審議会を開きまして、その審議会を経た上でパブリックコメントのほうを出させていただきました。そして、パブリックコメントの内容を盛り込んだもので、改めまして2月か3月ぐらいに子育て審議会のほうで計画策定に係る答申をいただきまして、3月には計画の策定という形になっております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 ちょっとなかなか、今お話しされたことは分かったんですが、第3期に向けての子ども・子育て支援事業計画と、ひたちなか市子ども計画の関係性というのは、どういうふうになるのでしょうか。

○清水（健）委員長 佐藤子ども政策課長補佐兼係長。

○佐藤子ども政策課長補佐兼係長 市子ども計画につきましては、子ども・子育て支援事業計画を含めた5本の計画をトータルで束ねたものになっております。

その中で、子ども・子育て支援事業計画の部分につきましては、保育・教育の需要予測と将来整備計画、それともう一つ、地域子ども・子育て支援事業の需要予測とサービス提供計画、そこに特化したものという位置づけでございます。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 そうしますと、その策定までのスケジュール、先ほど課長が述べていただきましたけども、これは第3期に向けた子ども・子育て支援事業計画のスケジュールというよりは、市の子ども計画についてのスケジュールということのお話だったということでしょうか。

○清水（健）委員長 佐藤子ども政策課長補佐兼係長。

○佐藤子ども政策課長補佐兼係長 どちらにも重複しておりまして、先ほど、本年度中に策定について審議会を1回開くということでお話しさせていただきましたけれども、まず審議会のほうから、子ども計画全体として、支援事業計画も含めた子ども計画の策定について諮問をいたします。

諮問した後、4月から8月には策定作業ということを申し上げましたけれども、この間、子ども・子育て支援事業計画も含めて、各計画それぞれ策定作業と、あとは東ねて総合的な調整をする。

あとは、その間に、子ども・子育て支援事業計画につきましては、恐らく市民アンケートといますか、需要予測に資するようなアンケートを途中挟むというようなスケジュールで考えております。

○清水（健）委員長 よろしいですか。

そのほか、質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で、ひたちなか市子ども計画についてを終了いたします。

執行部の皆様は退席して結構です。

（執行部退席）

○清水（健）委員長 それでは、次に、閉会中の所管事務調査についてを協議したいと思います。

3月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆様の方から何かご意見などあればお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 特になきようでしたら、3月定例会までに開催するかどうかも含め、具体的な日程、あと案件につきましては、正副のほうにご一任をいただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

なお、開催する場合、予定通知にてお知らせをいたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

継続調査申出書（案）を配付いたします。

（資料配付）

○清水（健）委員長 それでは、閉会中の継続調査申し出について事務局職員に説明をさせます。折本主任。

○折本主任 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、継続調査の申し出を提出しているところでございます。

案件といたしましては、福祉行政について、教育行政についてということで、文教福祉委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様の了解が得られれば、このような形で本会議最終日に提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○清水（健）委員長 ただいま説明がありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 なきようですので、それでは、この案のとおり提出させていただきたいと思っております。異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議ございませんので、この案を本会議最終日に提出をさせていただきます。

次に、その他に入ります。その他、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 特になきようですので、以上をもちまして、本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。

午前11時21分 閉会